最終更新日：2015年7月3日
日本甜菜製糖株式会社
代表取締役社長　中村 憲治
問合せ先：管理部長　小島 洋司　TEL：03-6414-5522
証券コード：2108
http://www.nitten.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、競争力の強化、企業の社会性の観点からコーポレート・ガバナンスの充実に努め、経営のさらなる効率化、意思決定の迅速化を図るとともに、コンプライアンス体制を構築してまいります。
コンプライアンスに関しては、平成14年７月に「企業行動指針」を制定し、社会倫理ならびに法令遵守の徹底に努めており、コンプライアンス体制が有効に機能するよう、内部統制システムの整備を進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治ホールディングス株式会社	14,708,456	9.60
ニッテン共栄会	7,436,888	4.85
株式会社みずほ銀行	7,139,834	4.66
東京海上日動火災保険株式会社	6,115,418	3.99
農林中央金庫	5,149,262	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,186,000	2.73
日本通運株式会社	3,202,881	2.09
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,202,000	2.09
三菱商事株式会社	2,653,004	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,344,000	1.53

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、平成27年３月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
なお、当社は自己株式9,568,474株を所有しておりますが、大株主の記載からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、親会社および上場子会社はありません。
また、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情もありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より、監査計画・監査重点項目等の説明および監査結果についての報告を定期的に受けるほか、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めております。
また、監査役は、内部監査室が実施した内部監査結果の報告を定期的に受け、企業行動委員会、リスク管理推進委員会または危機管理委員会に出席または議事録の閲覧を行い、内部統制部門と意見交換することで連携を図っております。

当社は監査役監査、会計監査および内部監査の有効性と実効性の向上を図るため、それぞれの間で監査計画・結果の報告、意見交換等を実施し、相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松山　明夫	他の会社の出身者										△			
二村　孝文	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山　明夫	○	＜社外役員の属性情報＞ 松山明夫氏は、明治乳業株式会社（現株式会社明治）および株式会社明治の出身であります。両社と当社との間には、商社を通じた製品販売の取引がありますが、直接の取引関係にはなく、取引条件は他の取引先と異なっておりません。また、取引内容についても、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引はありません。	＜選任の理由および独立役員に指定の理由＞ 豊富な知識と経験をもとに、独立した立場から、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。 同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
二村　孝文	○	＜社外役員の属性情報＞ 二村孝文は、明治製菓株式会社（現Meiji Seika ファルマ株式会社）およびMeiji Seika ファルマ株式会社の出身であります。両社と当社との間には、商社を通じた製品販売の取引がありますが、直接の取引関係にはなく、取引条件は他の取引先と異なっておりません。また、取引内容についても、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引はありません。	＜選任の理由および独立役員に指定の理由＞ 豊富な知識と経験をもとに、独立した立場から、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。 同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

平成18年６月29日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、役員報酬に一本化いたしました。この月額報酬の一部は、役員持株会を通じて一定額を自社株購入に充てるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の総額　153百万円
（注）使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する部門につきましては、内部監査室が他の監査役と同様に補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役会を設けるとともに、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

（1）取締役会
当社では、取締役会を業務執行に関する意思決定の中枢と位置づけており、取締役会の機能を活性化させることにより、意思決定の迅速化と効率化を図っております。
取締役会は、取締役10名で構成されており、原則として毎月１回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行っております。
取締役会の決定に基づく業務執行は、諸規程に定められた執行手続きに従い、適正かつ効率的に行っており、取締役は、取締役会において自らの職務執行状況を適切に報告するとともに、各取締役の職務の執行を相互に監視・監督しております。
（2）監査役会
監査役の員数は４名で、うち２名は社外監査役であります。
監査役会は、原則として毎月１回開催し、各監査役より報告を受け、協議、検討しております。
監査役は、重要会議への出席、事業所・子会社への往査、各部門のヒアリングなどの他、代表取締役との意見交換や会計監査人、内部監査部門とも連携し、監査の実効性の向上を図るとともに、主として全社的な統制環境を中心に内部統制システムの有効性について監査を行っております。
当社グループは、重大な法令・定款違反の事実を発見した場合、会社の業務や業績に重要な影響を与える事項については、速やかに監査役に報告し、監査役は代表取締役または取締役会に報告する体制をとっております。
なお、常勤監査役の森山英二氏および沖　有康氏は、当社経理部長をはじめ長年にわたり経理業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
（3）社外取締役および社外監査役
当社は社外取締役を選任しておりません。
社外監査役2名と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（4）会計監査人
会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、若尾慎一、齊藤文男の2名であり、その補助者は公認会計士8名、その他6名であります。
なお、同監査法人または同業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（5）コンプライアンスおよびリスク管理体制
当社は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう」の社是のもと、取締役および使用人は「企業行動指針」およびその「実行の手引き」を行動規範として、誠実に職務を執行しております。
コンプライアンス体制の構築は企業行動委員会で行い、リスク管理体制の構築はリスク管理推進委員会で行います。
また、危機管理については危機管理委員会で行い、万一、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする緊急対策本部を立ち上げ対応いたします。
なお、内部通報相談窓口を本社管理部に設置し、適切に運用することによって、自ら不正を正す環境を整備しております。
（6）内部監査体制
内部監査部門として、内部監査室を置き、グループ会社も含め、内部監査を実施しております。
内部監査室（兼任者５名）は、年度毎に監査の基本方針を定め、年間計画に基づいて監査を行い、監査役・会計監査人との連携をとりながら、内部統制システムの整備および運用状況についてモニタリングを実施し監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、大正８年の創立以来一貫して、日本では北海道のみで栽培される「甜菜」を原料とする砂糖生産およびその周辺事業を経営の根幹とする企業であります。
事業の専門性が高く、その経営には長年の経験に基づく判断が重要であり、業務に精通した者によって取締役会を構成することにより、機動的で合理的な経営判断を行うことができると考えております。
気象条件に大きく左右される原料甜菜耕作への対応、毎年異なった条件下で行われるビート糖の製造など、当社の特殊性をよく理解していなければ、実効性に富んだ適格な判断は期待できないことから、社外取締役を置くことにより取締役会の意思決定に支障が生ずるのではと懸念しております。
また、コーポレート・ガバナンスに関しては、２名の社外監査役が、客観的な立場から取締役の意思決定の過程を監督し、さらに取締役および従業員と適宜意見交換を行って業務遂行を確認しており、有効にその機能を果たしていると考えております。
従いまして、現時点では社外取締役は選任しておりませんが、「独立性の高い社外取締役」の導入が強く求められる昨今の情勢を踏まえ、社外取締役の起用について検討してまいりたいと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の21日前（法定期日の4営業日前）に発送
その他	定時株主総会招集ご通知および添付書類を当社ホームページに掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信（四半期決算短信）、東京証券取引所における適時開示資料を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部がIRを担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動指針」に、ステークホルダーへの会社情報の積極的かつ公正な開示を規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコレールマーク取組企業に認定

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）

当社は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう」の社是のもと、取締役および使用人は「企業行動指針」およびその「実行の手引き」を行動規範として、誠実に職務を執行してまいります。

（整備の状況）

1．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築は、企業行動委員会において行っております。

取締役会においては、内部統制に関する事項を定例的議題として取り扱い、継続的に改善を実施することとしております。

また、内部通報相談窓口（ホットライン）を設置し、自ら不正を正す環境を整備しております。

2．損失の危険の管理に関する体制

リスク管理体制の構築は、リスク管理推進委員会で行っております。

リスク管理は、各部門が所管業務のリスクを管理することを基本とし、リスクを最小限に止めるため、各業務規程、事務実施要領（マニュアル）等に定める手順により、業務を執行しております。

万一、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失を最小限に止めることとしております。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則として毎月１回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行っております。

経営戦略上の重要事項については、テレビ会議システムを利用して役員連絡会を開催し、あらかじめ充分な検討を行うことにより、取締役会の効率的な運営を図っております。

4．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規程および文書保存年限規程に基づき保存しており、取締役会議事録は永久保存とし、その他の文書の保存は、文書毎の標準保存年限によっております。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業行動指針」の遵守をグループ会社に適用することにより、企業集団における業務の適正を確保しております。

当社の内部監査部門は、グループ会社の内部監査を実施しております。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から、職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、当社使用人から監査役補助者を任命することとし、監査役補助者は、監査役が指示した補助業務については、監査役の指揮命令に従うものとしております。

7．監査役への報告に関する体制および報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および使用人は、会社の業務または業績に重要な影響を与える事項について、監査役に速やかに報告するとともに、監査役はいつでも、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとしております。

監査役へ報告を行ったこと、または社内通報窓口により通報を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしてはならないとしております。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役と代表取締役ならびに会計監査人は、定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めております。

監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、これを拒むことはできないとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による事業関与や被害の防止を図るため、平素から高い倫理観をもって行動し、反社会的勢力との関係遮断を図ります。

「企業行動指針」に法令の遵守を定めるとともに、その「実行の手引き」において「反社会的勢力に対する利益供与の禁止」を具体的に明記し、反社会的勢力の排除を、企業の根本的な行動規範として徹底しております。

また、関係加入団体での情報収集や行政機関との連携を密にすることにより、万一、反社会的勢力から不当な要求があった場合に、組織として適切に対応できるよう態勢を整えてまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）
当社は、「開拓者精神を貫き、社会に貢献しよう」の社是のもと、北海道寒地農業の振興と国内甘味資源自給率確保の社会的使命を企業理念として、主業のビート糖事業を中心に公益性の高い事業を営んでおります。
甜菜（ビート）は、北海道の畑作農業において欠くことのできない基幹作物の一つであり、ビート糖事業には原料生産者をはじめ多くのステークホルダーが存在しており、企業利潤追求の枠を超えて、長期的かつ安定的に事業を継続することが求められております。
ビート糖事業は、天候に大きく左右されることはもとより、WTO、EPA／FTAにおける農業交渉、さらにはTPP交渉参加問題の帰趨など、国際的な政策変動にも大きく影響を受ける状況となっており、今後予想される厳しい企業環境を見据え、財務体質の強化と事業基盤の拡大を図っていかなければなりません。
したがいまして、当社は、当社の財務および事業の決定を支配する者は、事業の社会性を考慮したうえ、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。
一方、利得権益獲得のみを追求して大量買付け行為を行う者、あるいは中長期的な経営方針に関する情報を充分提供せずに大量買付け行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。
なお、「会社を支配する者のあり方」は、最終的には、当社の経営基本方針と大量買付け行為を行う者の経営方針を勘案のうえ、株主の皆様の判断により決定されるべきものと考えておりますので、現時点では具体的な買収防衛策は導入いたしません。
但し、株主の皆様が判断するに当たり、大量買付け行為を行う者が、必要な時間と充分な情報を提供しない場合などは、相当な対抗措置を講ずる必要がありますので、買収防衛策の導入について今後とも検討を続けてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、内部統制システムの整備および適切な運用に取り組んでおります。
内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、【コーポレート・ガバナンスおよびリスクマネジメント体制】のとおりであります。

＜適時開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりであります。
1. 会社情報の適時開示に関する基本方針
当社は、平成14年7月に制定した企業行動指針により、企業情報を積極的かつ公正に開示することを基本姿勢としており、投資者に対して、適時適切な会社情報の開示を行っております。
2. 情報取扱責任者および適時開示担当部署
情報取扱責任者には、管理部長が就くこととしております。
情報取扱責任者は、重要事実に該当するか否かの判定、開示の要否、開示時期・開示方法の決定を行うほか、役職員からのインサイダー取引に関する相談への対応をしております。
適時開示の担当部署は管理部であり、適時開示書類の作成や開示作業等を行っております。
情報取扱責任者および適時開示担当部署は、各部門やグループ会社より重要事実の発生の報告を受けるほか、各部門やグループ会社と連携して、情報収集に努めております。
3. 適時開示までの手順
社内規程（インサイダー取引防止規程）により、役職員は当社の未公表の重要事実に該当する可能性のある事実を知ったときは、情報取扱責任者に報告しなければならないこととしております。報告を受けた情報取扱責任者は、重要事実に該当の有無を判定し、重要事実に該当する場合は、開示の時期・方法等を決定します。
「決定事実に関する情報」は取締役会決議後、「決算に関する情報」は取締役会への報告後、事故・災害による被害等の「発生事実に関する情報」は発生後速やかに開示を行っております。

適時開示体制の概要（模式図）は、【会社情報の適時開示に係る社内体制】のとおりであります。

【コーポレート・ガバナンスおよびリスクマネジメント体制】

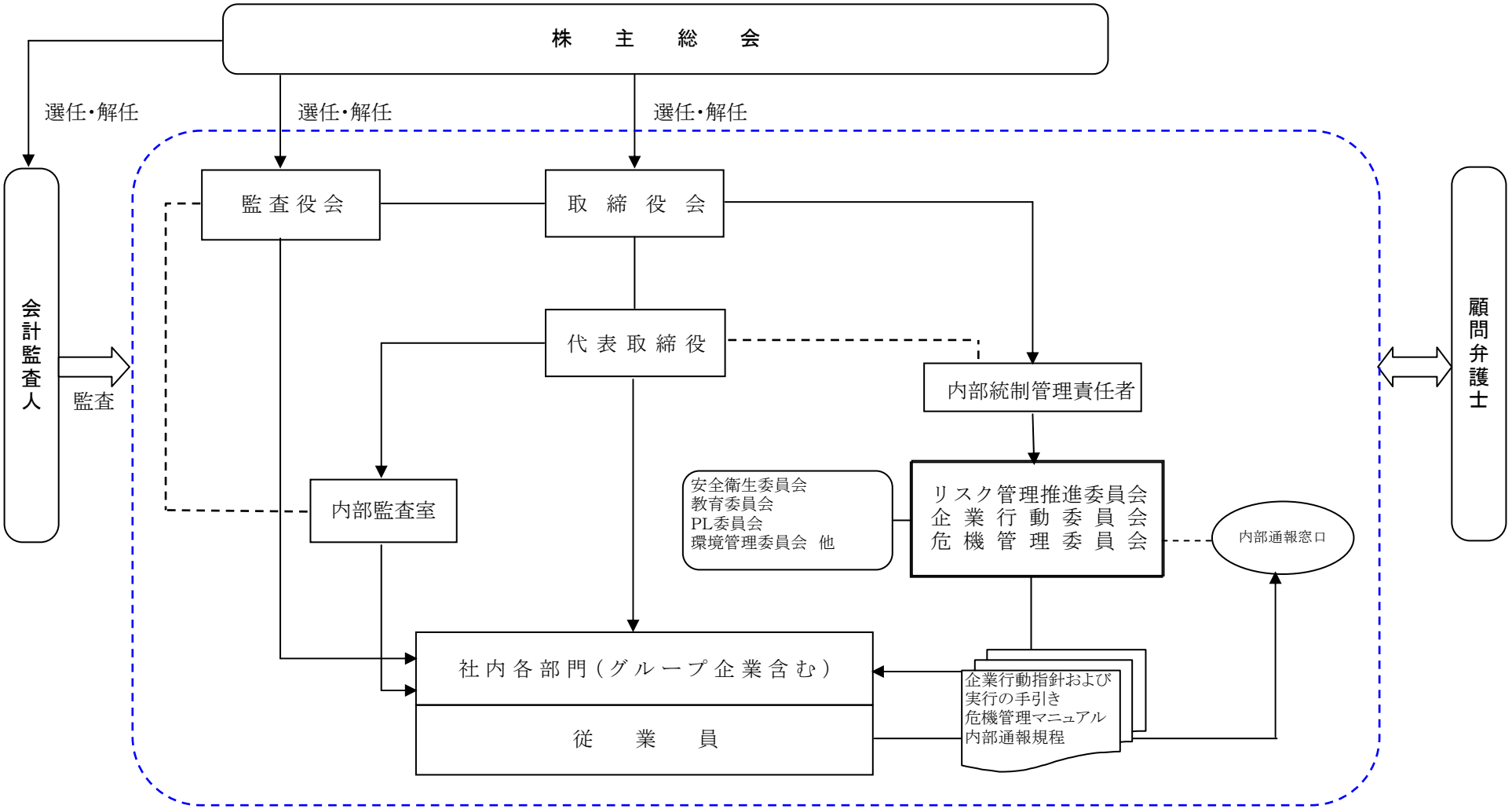

【会社情報の適時開示に係る社内体制】

